鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱

〔昭和６３年３月２８日制定〕

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、鹿児島市が行う浄化槽整備事業の補助金の交付について、鹿児島市補助金等交付規則（平成９年規則第１０号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

(2) 単独処理浄化槽　し尿のみを処理する設備又は施設をいう。

(3) 住居　居住を目的とした住宅、又は店舗等を併設した住宅で、住宅部分の処理対象人員が２分の１以上を有し、かつ、既存の建物（建物の建替を除く。）をいう。

(4) 集会施設　町内会その他の住民組織が設置し、地域住民の集会等コミュニティづくりの場として使用する既存の建物（建物の建替を除く。）をいう。

（補助金の交付対象地域）

第３条　補助金の交付対象地域は、鹿児島市浄化槽処理促進区域（令和３年２月２２日鹿児島市告示第２０３号）に定める地域のうち、七ツ島二丁目を除く地域とする。

（補助金の交付対象浄化槽）

第４条　補助金の交付対象となる浄化槽は、処理対象人員が５０人槽以下の環境配慮型浄化槽適合機種とし、かつ、１０人槽以下にあっては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとする。

（補助金の交付対象者）

第５条　市長は、第３条に規定する地域内において、住居又は集会施設に前条に規定する浄化槽を設置することで、生活排水の未処理解消を図る者及び災害その他市長が特に必要と認める事由により、既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 住居を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者

(3) 国、県及び市の施設並びにこれらに準ずる施設で浄化槽を設置する者

(4) 申請の対象となる浄化槽について、国、県若しくは市又はこれらに準ずる機関から補助金の交付を受けた者

(5) 浄化槽工事完了後３ヶ月を経過しても、第８条第３項に規定する浄化槽補助事業実績報告書を市長に提出しない者（特に理由があると市長が認める者を除く。）

(6) 法第７条及び法第１１条に規定する水質に関する検査申込をしていない者

(7) 市税を滞納している者

（補助金額）

第６条　補助金の交付対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用、単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用及び宅内配管工事に要する費用とし、補助金の額は別表の第１欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第２欄から第５欄に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか少ない額の合計金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

（現場確認）

第７条　市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（様式の特例）

第８条　規則第２６条の規定により、規則第４条第１項の補助金等交付申請書の様式は、浄化槽補助金交付申請書（様式第１）によるものとする。

２　規則第２６条の規定により、規則第７条の補助金等交付決定通知書の様式は、浄化槽補助金交付決定通知書（様式第２）によるものとする。

３　規則第２６条の規定により、規則第１４条の補助事業等実績報告書の様式は、浄化槽補助事業実績報告書（様式第３）によるものとする。

４　規則第２６条の規定により、規則第１５条の補助金等確定通知書の様式は、浄化槽補助金確定通知書（様式第４）によるものとする。

５　規則第２６条の規定により、規則第１７条の補助金等請求書の様式は、浄化槽補助金請求書（様式第５）によるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付　則（昭和６３年３月２８日）

（施行期日）

１　この要綱は、昭和６３年４月１日から施行する。

（吉田町等の編入に伴う経過措置）

２　吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吉田町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成５年要綱第２号）、桜島町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成４年告示第４号）、喜入町合併処理

浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成３年告示第３０号）、松元町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成１２年告示第１８号）及び郡山町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成２年要綱第１号）に規定する様式により使用されている書類で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この要綱に規定する書類とみなす。

付　則（平成元年５月３０日）

この要綱は、平成元年６月１日から施行する。

付　則（平成３年３月３０日）

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

付　則（平成５年３月３０日）

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

付　則（平成５年５月１９日）

この要綱は、平成５年６月１日から施行する。

付　則（平成６年２月２８日）

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

付　則（平成７年３月３１日）

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

付　則（平成８年１２月２７日）

この要綱は、平成９年１月１日から施行する。

付　則（平成９年３月３１日）

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

付　則（平成１０年３月３１日）

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

付　則（平成１１年３月２６日）

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

付　則（平成１５年１２月５日）

この要綱は、平成１６年１月１日から施行する。

付　則（平成１６年１０月１日）

この要綱は、平成１６年１１月１日から施行する。

付　則（平成１９年３月３０日）

（施行期日）

１　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第２条第３号及び第４号並びに第４条第２項第５号の規定の適用については、平成１９年１２月３１日までの間は、

なお従前の例による。

3　この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第５条ただし書の既設の汲取り便槽から浄化槽へ設置換えをする者に対する補助金の額については、平成１９年１２月３１日までの間に限り、別表２第５条に係る補助金の額欄に掲げる額とする。

付　則（平成２０年３月２４日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則（平成２１年３月２７日）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２２年１２月２８日）

（施行期日）

1　この要綱は、平成２３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第４条及び様式第１中の規定の適用については、平成２３年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

付　則（平成２４年３月３０日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付　則（令和２年３月１８日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付　則（令和４年３月７日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月３日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">１　人槽区分</td><td rowspan="2">２　浄化槽の設置に要する費用</td><td colspan="2">３　単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用</td><td rowspan="2">４　宅内配管工事に要する費用</td></tr>
<tr><td>単独処理浄化槽の撤去に要する費用</td><td>くみ取り槽の撤去に要する費用</td></tr>
<tr><td>5 人槽</td><td>332,000 円</td><td rowspan="6">120,000 円</td><td rowspan="6">90,000 円</td><td rowspan="6">300,000 円</td></tr>
<tr><td>6～7 人槽</td><td>414,000 円</td></tr>
<tr><td>8～10 人槽</td><td>548,000 円</td></tr>
<tr><td>11～20 人槽</td><td>627,000 円</td></tr>
<tr><td>21～30 人槽</td><td>981,000 円</td></tr>
<tr><td>31～50 人槽</td><td>1,358,000 円</td></tr>
</table>

様式第１（第８条関係）

年　　月　　日

鹿児島市長　　殿

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

浄化槽補助金交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第４条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
補助事業の内容	(1) 設置場所　　（鹿児島市　　） (2) 建築物の用途（住宅、共同住宅、集会施設、その他） (3) 浄化槽の規模（　　人槽）
交付申請金額	円（千円未満切り捨て）
添付書類	(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は建築基準法で定める確認済証の写し (2) 工事費見積書の写し (3) 市税納付状況調査同意書又は市税を滞納していないことを証する証明書 (4) 法第７条及び法第１１条に規定する水質に関する検査の申込書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

様式第２（第８条関係）

決定第　　号

年　　月　　日

様

鹿児島市長

浄化槽補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鹿児島市浄化槽整備事業の補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
交付決定金額	円
交付の条件	

様式第３（第８条関係）

年　　月　　日

鹿児島市長　　殿

申請者の住所

申請者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

浄化槽補助事業実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第１４条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第８条第３項の規定により次のとおり報告します。

決　定　年　月　日	年　　月　　日	決定番号	第　　号
補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業		
補助事業の完了年月日	年　　月　　日		
交付決定金額	円（千円未満切り捨て）		
添　付　書　類	(1) 浄化槽工事完了検査申請書（チェックリスト、工事写真を含む） (2) 浄化槽工事費請求書又は領収書の写し (3) 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し (4) 法第７条に基づく水質検査の検査手数料支払い証明書 (5) その他市長が必要と認める書類		

様式第４（第８条関係）

確定第　　号

年　　月　　日

様

鹿児島市長

浄化槽補助金確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、鹿児島市補助金等交付規則第１５条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第８条第４項の規定により通知します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
補助金の確定金額	円

様式第５（第８条関係）

（支払方法　　１　口座振替払（ＭＴ）　　２　直接払　　３　口座振替払（ＭＴ外））

（支払予定日　　）　　（審査決裁区分　　会　・　室　・　係　）

課　名			支出命令番号	
			会　　計	
		歳　　出	款	

（下線以下を記入してください。）

年　　月　　日

鹿児島市長　殿

請求者の住所

請求者の氏名　　印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

押印を省略する場合は、記入してください。

（担当者：氏名　　電話　　）

浄化槽補助金交付請求書

鹿児島市補助金等交付規則第１７条第１項及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第８条第５項の規定により、次のとおり請求します。

確定年月日	年　　月　　日				確 定 番 号			確定第　　号			
補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業										
補助金の請求金額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

受領については、次のとおり願います。（希望の番号を○囲みする）

１　口座振替払（下記口座のとおり）　　２　現　金　払

振込先	金融機関名	銀行 （金庫）　　店		
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			